

改正後	改正前	備考
<p style="text-align: center;">開発審査会基準第16号</p> <p>相当期間適正に利用された住宅等の用途変更 相当期間適正に利用された住宅等の用途変更で、申請の内容が次の1項から3項までのいずれかに該当し、かつ4項に該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原則として都市計画法に基づく許可を受けて建築された後、10年以上適正に利用された1戸の専用住宅等で次の各号に該当するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会通念上やむを得ない事情があること。 (2) 用途変更後の建築物は、原則として1戸の専用住宅とし、自己の居住用として使用すること。 (3) 専用住宅等を譲渡する場合にあっては、譲り受ける者の現在居住している住居について過密、狭小、被災、立ち退き、借家等の事情があること。 2 都市計画法に基づく許可を受けて建築された後、相当期間適正に利用された大学等の学生下宿で次の各号に該当するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大学等の廃校、移転又は学部的大幅な縮小により、当該大学等と運営方法についての契約を結ぶことが困難であること。 (2) 用途変更後の建築物は、共同住宅又は寄宿舍の用に供するものであること。 3 原則として都市計画法に基づく許可を受けて建築された後、10年以上適正に利用された建築物で次の各号に該当するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき公表された、市町村の空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物であり、空家等活用促進指針に基づく誘導用途に用途変更するものであること。 (2) 社会通念上やむを得ない事情により、空家等に該当する建築物となったものであること。 (3) 所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されているものであること。 4 他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。 <p style="text-align: center;">付 記</p> <p>本基準に該当するもののうち、本基準に該当するもののうち、敷地面積が1項については500平方メートル以下（路地状部分を除く。）、2項については1,000平方メートル以下、3項のうち、用途変更後の建築物を専用住宅又は併用住宅とするものについては500平方メートル以下（路地状部分を除く。）、その他の用途とするものについては1,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。</p> <p>知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成24年11月9日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">開発審査会基準第16号</p> <p>相当期間適正に利用された住宅等の用途変更 相当期間適正に利用された住宅等の用途変更で、申請の内容が次の1項から3項までのいずれかに該当し、かつ4項に該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原則として都市計画法に基づく許可を受けて建築された後、10年以上適正に利用された1戸の専用住宅等で次の各号に該当するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会通念上やむを得ない事情があること。 (2) 用途変更後の建築物は、原則として1戸の専用住宅とし、自己の居住用として使用すること。 (3) 専用住宅等を譲渡する場合にあっては、譲り受ける者の現在居住している住居について過密、狭小、被災、立ち退き、借家等の事情があること。 2 都市計画法に基づく許可を受けて建築された後、相当期間適正に利用された大学等の学生下宿で次の各号に該当するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大学等の廃校、移転又は学部的大幅な縮小により、当該大学等と運営方法についての契約を結ぶことが困難であること。 (2) 用途変更後の建築物は、共同住宅又は寄宿舍の用に供するものであること。 3 原則として都市計画法に基づく許可を受けて建築された後、10年以上適正に利用された建築物で次の各号に該当するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき公表された、市町村の空家等対策計画に記載された空家等促進区域内の空家等に該当する建築物であり、空家等活用促進指針に基づく誘導用途に用途変更するものであること。 (2) 社会通念上やむを得ない事情により、空家等に該当する建築物となったものであること。 (3) 所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されているものであること。 4 他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。 <p style="text-align: center;">付 記</p> <p>本基準に該当するもののうち、本基準に該当するもののうち、敷地面積が1項については500平方メートル以下（路地状部分を除く。）、2項については1,000平方メートル以下、3項のうち、用途変更後の建築物を専用住宅又は併用住宅とするものについては500平方メートル以下（路地状部分を除く。）、その他の用途とするものについては1,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。</p> <p>知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成24年11月9日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">誤記修正</p>

<p>附則 この基準は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この基準は、令和8年3月25日から施行する。</p> <p>開発審査会基準第16号の運用基準 略</p>	<p>附則 この基準は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>開発審査会基準第16号の運用基準 略</p>	
--	---	--